



令和 8 年度

白石小学校 父母と先生の会

PTA 定期総会



郷土を愛し、身も心も健康に、未来に向かって

強く生きる力をもった子どもを育てるため

PTAは何をすべきかを考え、実践しよう

目 次

1	会長挨拶	
2	議事	
	(1) 報告事項	
	① 令和7年度事業報告	—P1—
	② 令和7年度決算報告	—P3—
	◇一般会計 ◇特別会計	
	(2) 協議事項	
	① 令和8年度活動方針・組織	—P6—
	② 令和8年度PTA予算	—P9—
	◇一般会計 ◇特別会計	
	③ 規約	—P11—
	④ 札幌市PTA共済会加入について	
	(3) 役員選考結果	

ご挨拶

日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

PTA 会長の今井 亮佑と申します。

昨年度に引き続き、本年度も会長を務めさせていただきます。
よろしく願いいたします。

本年度から PTA 総会は書面開催となりました。

今回の書面開催では、総会資料にて活動報告や計画、予算案などをご確認いただけます。

書面での審議となりますが、ご不明な点などがございましたら遠慮なくお問い合わせください。

皆様からの貴重なご意見は、今後の活動に活かしてまいります。

昨年度は変化の年ということで、一人一行動からボランティアという形で自由参加を試みましたが、私の力不足もあり、学校・地域の方たちと上手く連携して活動ができなかったと思います。申し訳ございません。

また、ご参加いただいた方々につきましては誠に感謝しております。

昨年度の反省を活かし「子どもたちの笑顔と安心」のために、皆様と一緒によりよい活動にしていきたいと思っております。

至らない点もあるかと思いますが、皆様一人一人のご支援・ご協力をお待ちしております。

改めて、今年度もよろしく願いいたします。

札幌市立白石小学校 父母と先生の会
会長 今井 亮佑

《 研 修 委 員 会 》

重 点	子どもたちの健全な成長を促すため、保護者自身が学校教育・家庭教育を正しく理解することが必要である。そのため子どもの心身の成長の実態を学ぶ講習会や研修会を通して会員相互の教養を深める。
-----	---

活 動 報 告

6月	全体委員会
7月	第1回代表者会議（区P連）
11月	研修交流会（区P連）
12月	第2回代表者会議（区P連）
2月	研修委員会（区P連）→中止
2月	感想交流会

《 広 報 委 員 会 》

重 点	会としての活動の様子を伝えたり、子育てに関して参考となる資料・情報、知識を提供したりすることで、会員相互の研修の深まりに寄与する。
-----	---

活 動 報 告

6月	全体委員会
2月	第2回代表者会議（区P連）
2月	感想交流会
2月	広報誌配布準備（区P連）

《 健 全 育 成 委 員 会 》

重 点	会員と地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが充実した学校生活を送るための環境の整備、浄化及び健全育成に関わる諸活動の充実を図る。
-----	---

活 動 報 告

6月	全体委員会
7月	標語コンクール標語校内選定
9月	標語コンクール標語選定（区P連）
10月	標語コンクール事前準備
11月	標語コンクール表彰式
2月	感想交流会

《 役 員 会 》

役 員 の 活 動		区 P 連 の 活 動	
4月	PTA定期総会	5月	区P連総会
6月	全体委員会 美化活動①	7月	区P連全体会・各委員会 第1回PTA代表者会議
7月	美化活動②→中止		三者交流会
10月	ベルマーク整理①②	9月	Kitara 拡大実行委員会
11月	ベルマーク整理③ 美化活動③→中止		Kitara で光ろう!part26
2月	一年間の感想交流会	11月	第31回交通安全&健全育成標語コンクール表彰式
	《役員準備会》 6/12 9/9 11/25 2/10 3/3 4/14	12月	第2回PTA代表者会議
	《役員会》 6/12 9/9 11/25 3/3 4/14	1月	新年互礼会

学 校 関 係		地 域 関 係	
4月	入学式	4月	通学パトロール結団式
6月	体育発表会	6月	第1回スクールゾーン実行委員会
11月	学習発表会	10月	通学パトロール感謝の会
3月	卒業証書授与式、離任式	12月	第2回スクールゾーン実行委員会

《 会 計 監 査 》

3/26 (水) … 小田 静絵 ・ 木村 美季歩

令和7年度 P T A一般会計決算書

1. 収入の部

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	摘要
前年度繰越金	537,598	537,598	0	
PTA会費				
PTA会費(保護者)	710,400	770,720	60320	160円×12ヶ月×(381家庭+教員27名)
PTA会費(教員)	51,840	—	—	↑PTA会費として併せて計上
過年度収入	0	—	—	↑PTA会費として併せて計上
雑収入	0	0	0	
P T A共済				
児童分	210,680	210,220	▲ 460	460円×467人
保護者分	51,800	56,420	4620	140円×(381家庭+教員27名)
教員分	3,780	—	—	↑保護者分掛金と併せて計上
合計	1,566,098	1,574,958	64,480	

2. 支出の部

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	摘要
P T A共済				
児童分	210,680	210,220	▲ 460	460円×467人
保護者分	51,800	56,420	4,620	140円×(381家庭+教員27名)
教員分	3,780	—	—	↑保護者分掛金と併せて計上
運営費・会議費				
役員会費	20,000	20,000	0	
選考委員会	6,000	0	▲ 6,000	
地域交流会	5,000	1,500	▲ 3,500	
運営費・需用費				
消耗品費	10,000	6,714	▲ 3,286	事務用品等
印刷費	20,000	0	▲ 20,000	
通信費	1,000	1,880	880	ベルマーク送料等
渉外費	50,000	60,000	10,000	研修会・懇親会参加費
備品費	100,000	0	▲ 100,000	
活動費				
交通費	10,000	10,500	500	区内500・区外1000
委員会活動				
委員会事業				
学級活動				
区P連参加活動費	40,000	44,000	4,000	区内1500・区外2000
ボランティア活動費	200,000	22,700	▲ 177,300	活動費・学習ボランティア補助 図書ボランティア補助
家庭教育学級	10,000	10,000	0	
監査活動	3,000	3,000	0	1500円×会計監査2名
その他				
区P連分担金	111,930	112,840	910	分担金+振込み手数料770円
慶弔費	20,000	0	▲ 20,000	
周年行事積立金	100,000	100,000	0	周年事業積立
特別会計組入れ金	300,000	700,000	400,000	
雑費	11,000	8,972	▲ 2,028	個人情報漏えい保険料
予備費	281,908	1,540	▲ 280,368	振込み手数料
合計	1,566,098	1,370,286	▲ 195,812	

収入 1,574,958 円
 支出 1,370,286 円
 差引残高 204,672 円

【※該当□にレ点】

- 残高を還付する(1人につき) 円)
 保護者の了解を得、残高を次年度に繰越す。
 その他 ()

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年3月26日

監査

小田 静絵

監査

木村 美季歩



令和7年度 PTA特別会計決算 札幌市立白石小学校PTA

[収入の部]

項 目	7年度予算	7年度決算	増 減	備 考
繰越金	156,457	156,457	0	
札幌市資源回収奨励金	45,000	57,200	12,200	
過年度分札幌市資源回収奨励金	0	0	0	
資源回収業者精算金	25,000	25,160	160	
小 計	70,000	82,360	12,360	
一般会計からの組入れ金	300,000	700,000	400,000	
雑収入	0	0	0	
合 計	526,457	938,817	412,360	

[支出の部]

項 目	7年度予算	7年度決算	増 減	備 考	
事務機器点検整備費	220,000	0	▲ 220,000		
細目	事務機器修理点検費	20,000	0	▲ 20,000	
	事務機器整備費	200,000	0	▲ 200,000	
教育活動協力費	100,120	352,090	251,970		
細目	卒業記念品	65,120	67,080	1,960	卒業証書ホルダー
	教育活動支援金	35,000	285,010	250,010	別項一覧参照
予備費	206,337	0	▲ 206,337		
合 計	526,457	352,090	▲ 174,367		

収入938,817円 - 支出352,090円 = 残金586,727円 次年度へ繰越

監査の結果、上記の通り相違ないこと認めます。

令和8年3月26日

会計監査

小田 静絵

会計監査

木村 美季歩



【教育活動支援金での購入物品一覧】

	物品名	金額
1	体育発表会用なるこ	5,360
2	植花活動花苗	34,650
3	スタッキングチェア	245,000
4		
5		
6		
7		
8		
9		

285,010

令和8年度 P T A 活動方針 (案)

郷土を愛し、身も心も健康に、未来に向かって強く生きる力をもった子どもを育てるため、PTAは、何をすべきかを考え、実践しよう。

会員一人一人が学習できる機会を設けるため、情報や資料を提供し、会員相互の研修・親睦を深める。

子どもたちが、健全な成長をしていくために家庭での役割を考える。

子どもたちが、地域の中で育っていくために、会員と地域の人々との連携を密にした活動を図る。

P a r e n t s ・ T e a c h e r ・ A s s o c i a t i o n

父母と先生の会＝ 家庭と学校が協力しあって、教育効果をあげ

ようとする学校単位に結成された教育組織。

令和8年度 活 動 の 重 点

子どもの育ちについて気軽に交流し合えるPTA活動をしよう。

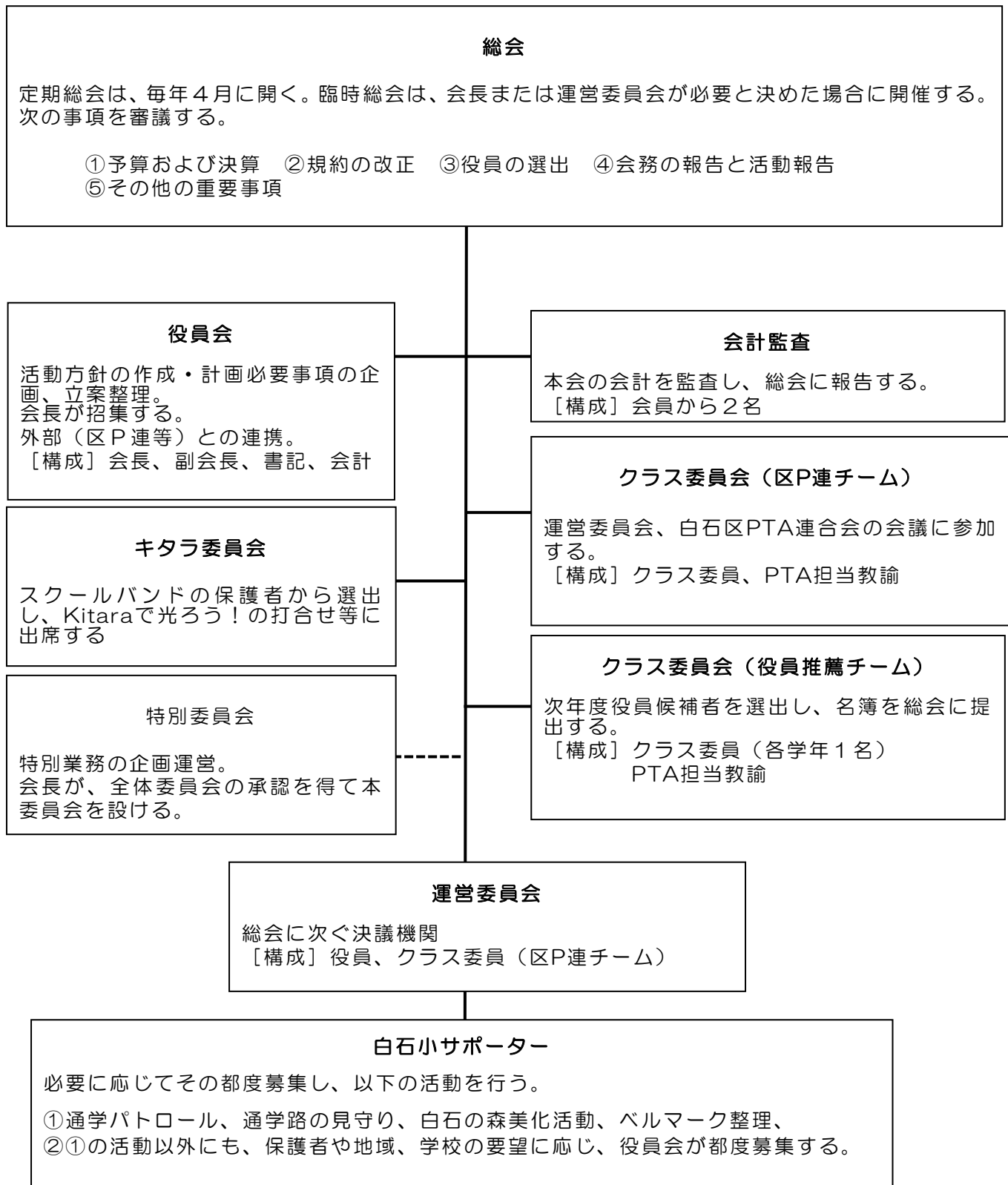
◎ 会員一人一人が地域に目を向け、協力して子どもたちを育てるために活動しましょう。

◎ 子どもたちが安全に生活できる環境づくりに取り組みましょう。

◎ できる人が、できるときに、できることをして児童の教育活動を支援しましょう。

PTAの組織

札幌市立白石小学校父母と先生の会



令和8年度 P T A一般会計予算書（案）

1. 収入の部

項目	令和7年度決算	令和8年度予算	増減	摘要
前年度繰越金	537,598	204,672	▲ 332,926	
PTA会費				
PTA会費	770,720	600,600	▲ 170,120	130円×12ヶ月×(360家庭+教員25名) 見直しによる活動規模縮小のため会費月額を削減
P T A 共済				
児童分	210,220	167,200	▲ 43,020	380円×児童数437名 保障期間の調整年度のため掛金削減
保護者分	56,420	43,200	▲ 13,220	120円×360家庭 保障期間の調整年度のため掛金削減
合計	1,574,958	1,015,672	(559,286)	

2. 支出の部

項目	令和7年度決算	令和8年度予算	増減	摘要
P T A 共済				
児童分	210,220	167,200	▲ 43,020	380円×児童数437名 保障期間の調整年度のため掛金削減
保護者分	56,420	43,200	▲ 13,220	120円×360家庭 保障期間の調整年度のため掛金削減
運営費・会議費				
役員会費	20,000	20,000	0	
選考委員会	0	6,000	6,000	1000円×学年代表6名
地域交流会	1,500	5,000	3,500	
運営費・需用費				
消耗品費	6,714	10,000	3,286	事務用品等
印刷費	0	10,000	10,000	用紙代
通信費	1,880	2,000	120	郵券・送料等
渉外費	60,000	60,000	0	研修会・懇親会参加費
備品費	0	100,000	100,000	デジタル対応のために計上
活動費				
交通費	10,500	10,000	▲ 500	区内500・区外1000
区P連参加活動費	44,000	45,000	1,000	区内1500・区外2000
ボランティア活動費	22,700	30,000	7,300	活動費・学習ボランティア補助 図書ボランティア補助10000円
家庭教育学級	10,000	10,000	0	
監査活動	3,000	3,000	0	1500円×会計監査2名
その他				
区P連分担金	112,840	108,570	▲ 4,270	分担金+振込み手数料770円
慶弔費	0	20,000	20,000	
周年行事積立金	100,000	100,000	0	周年事業積立
特別会計組入れ金	700,000	0	▲ 700,000	令和8年度より基本組入れを行わない。
雑費	8,972	9,000	28	個人情報漏えい保険料
予備費	1,540	256,702	255,162	振込み手数料
合計	1,370,286	1,015,672	▲ 354,614	

令和8年度 PTA特別会計予算(案) 札幌市立白石小学校PTA

[収入の部]

項 目	7年度決算	8年度予算	増 減	備 考
繰越金	156,457	586,727	430,270	
札幌市資源回収奨励金	57,200	50,000	▲ 7,200	
過年度分札幌市資源回収奨励金	0	0	0	
資源回収業者精算金	25,160	20,000	▲ 5,160	※冬期間の回収を行わないため減額
小 計	82,360	70,000	▲ 12,360	
一般会計からの組入れ金	700,000		▲ 700,000	※令和8年度以降組入れは基本行わない。
雑収入	0	0	0	
合 計	938,817	656,727	▲ 282,090	

[支出の部]

項 目	7年度決算	8年度予算	増 減	備 考
事務機器点検整備費	0	220,000	220,000	
細目				
事務機器修理点検費	0	20,000	20,000	
事務機器整備費	0	200,000	200,000	※業務デジタル化のため予算計上
教育活動協力費	352,090	111,440	▲ 240,650	
細目				
卒業記念品	67,080	76,440	9,360	卒業証書ホルダー780 * 98
教育活動支援金	285,010	35,000	▲ 250,010	植花苗
予備費	0	325,287	325,287	
合 計	352,090	656,727	304,637	

白石小学校 父母と先生の会 規約(案)

(名 称)

第1条 本会の名称を『白石小学校父母と先生の会』とし、役員会を白石小学校におく。

(目 的)

第2条 この会は、父母と先生の理解と協力により、本校教育の充実と児童の学校生活、家庭生活、及び社会生活の向上を図り、もって児童の福祉を充実し、あわせて会員相互の親睦を図る。

(組 織)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

会 員 本校の児童の父母とこれに代わる保護者（以下父母という）並びに本校の教職員をもって組織する。

(役 員・会計監査)

第4条 本会には次の役員並びに会計監査をおき任期は1年とし、次の任務を行う。但し再選は差し支えない。

1 役員

会 長（1名） 本会を代表し、会務を総括する。

副会長 会長を補佐し、会長不在のときは代行する。

会 計 会計事務を総括し予算の編成、決算の報告をする。

書 記 各委員会間の連絡並びに事務を掌る。

2 会計監査

会計監査 本会の会計を監査し、総会に報告する。

(委 員)

第5条 本会に、次の委員等をおき、ボランティアを募集し、次の業務・活動を行う。

1 クラス委員 各学級から複数名選出し、以下の業務にあたる。

①運営委員 役員とクラス委員で構成し、本会の企画運営にあたる。

②区P連チーム クラス委員で構成し、白石区PTA連合会の会議等に参加する。

③役員推薦チーム クラス委員で構成し、次年度の役員を選考する。

2 白石小サポーター 必要に応じてその都度募集し、以下の活動を行う。

①通学パトロール、通学路の見守り、白石の森美化活動、ベルマーク整理、

②①の活動以外にも、保護者や地域、学校の要望に応じ、役員会がその都度募集する。

(顧問)

- 第6条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会で推選し、任期は1年とする。
校長は、この会の顧問となり、すべての会に出席して助言することができる。

(役員・会計監査・委員の選出)

第7条 本会の役員は、次の方法により選出する。

- 1 役員 会員から選考され、総会において承認される。但し、欠員の生じた時は全体委員会で補充することができるものとし、任期は前任者の残任期間とする。
- 2 会計監査 会員から選考され、総会において承認される。(本会の役員会には属さない。)
- 3 クラス委員 学級毎に互選し、役員推薦チーム、区P連チームに分かれて業務を行う。

(機関)

第8条 本会は次の機関をもつ。

- 1 総会 毎年4月に定期総会を行う。総会では役員を選考結果の承認、規約改正(細則・規則の承認)顧問の推薦、予算・決算の審議、その他重要事項を審議決定する。
- 2 臨時総会 会長が必要と認めた場合、及び運営委員会が必要と決めた場合は臨時に開く。
- 3 全体委員会 役員・クラス委員で構成し総会に次ぐ議決機関として、細則、規則の改正、役員の新補充、特別委員会の承認ができる。その他運営委員会で必要と認めた事項を審議決定する。また、会長が必要と認め、臨時総会を開くいとまのないときは、この会で決定し決定事項は次期総会で承認を受ける。
- 4 運営委員会 役員、運営委員、PTA担当教諭で構成し、本会の企画運営について協議決定する。
- 5 役員会 役員は本会の運営について協議する。
- 6 選考チーム 第5条1③の任務を行う。
- 7 特別委員会 会長は必要に応じて、全体委員会の承認をえて、特別委員会をもうけ、特別業務の企画運営にあたる。

(会議)

第9条 会議は出席者をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。但し、可否同数のときは議長が決定する。

(会計及び会費)

第 11 条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれにあて、別に定める規則に基づいて事務を処理する。会費は家族を一単位として徴収する。その会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

なお、会費の月額は総会において定める。会費を負担することが適当でないと思われるときは役員会の議を経て減免することができる。

付 則

- 1 この規約は、総会でのみ変更することができ、平成元年 10 月 7 日より実施する。
- 2 この規約は、一部改正し、平成 9 年 4 月 19 日より実施する。
- 3 この規約は、一部改正し、平成 10 年 4 月 18 日より実施する。
- 4 この規約は、一部改正し、平成 13 年 4 月 18 日より実施する。
- 5 この規約は、一部改正し、平成 14 年 4 月 18 日より実施する。
- 6 この規約は、一部改正し、平成 18 年 4 月 19 日より実施する。
- 7 この規約は、一部訂正し、平成 24 年 4 月 24 日より実施する。
- 8 この規約は、一部訂正し、平成 25 年 4 月 23 日より実施する。
- 9 この規約は、一部訂正し、平成 27 年 4 月 23 日より実施する。
- 10 この規約は、一部改正し、平成 30 年 4 月 20 日より実施する。
- 11 この規約は、一部改正し、令和 3 年 4 月 16 日より実施する。
- 12 この規約は、一部改正し、令和 7 年 4 月 25 日より実施する。

会計事務規則

- 第1条 この規約は、第11条に基づいて、会計事務の正確な処理と収支の適正を図るために規定したものである。
- 第2条 規約第11条による会計年度の収入、又は支出としての現金の出納をする者は、該当年度末日限りとし、末日までに現金の出納を終わらなかつたものは、未払い金として翌年度繰り越すものとする。
- 第3条 勘定科目は未収金、未払金、予備費以外は、その年度の予算書によるものとする。
- 第4条 担当者は、年度事業計画及び内訳書を会計に提出し、会計はこれを取りまとめ、収人予算書とともに会長に提出するものとする。
- 第5条 担当者は、年度途中において予算の補正を要するときは、速やかに予算実施計画変更調書を会計に提出するものとする。
- 第6条 会費は、毎月定額を、ゆうちょ銀行を通じて納入するものとする。
- 第7条 必要により、専任の会計をおくことができる。
- 第8条 会費以外の収入が見込まれるときは、特別会計を設けることができる。特別会計に納入された金額の使途は、運営委員会において決定し、総会に報告する。
- 第9条 担当者は、予算に基づき支払い理由を付し請求書を会計に提出する。
- 第10条 会計は、前条の請求書を審査し、予算差し引きを行い会長の承認を得て現金を支出する。
- 第11条 会計は、収入支出について1件毎に出納簿に整理するものとする。
- 第12条 会計の手持ち現金は1万円以内とし、他は確実な金融機関に預金するものとする。
- 第13条 会計は年2回、所管事項について会計監査を受けるものとする。
- 第14条 担当者は、物品台帳について年2回、会計監査を受けるものとする。

付 則

- 1 この規則は、第9条3項で変更することができる。
- 2 この規則は、平成 元年10月 7日より実施する。
- 3 この規則は、平成11年 4月18日より実施する。
- 4 この規則は、平成27年 4月23日より実施する。
- 5 この規則は、平成29年 4月21日より実施する。
- 6 この規則は、令和 7年 4月25日より実施する。

慶弔規定

第1条 会員及び児童に、弔慰の事態が生じた場合は、次の基準により、その意を表す。

- 1 会員の死亡に対して5000円・弔電・花輪
- 2 本校児童死亡に対して5000円・弔電・花輪
- 3 その他、必要あるときは、役員会で協議する。

第2条 本会に特別の功績のあった者については、役員会において審議し、表彰することができる。

第3条 前条に規定されていない事項が生じた場合、役員会で決定し、運営委員会に報告する。

付 則

- 1 この規定は、平成 元年10月 7日より実施する。
- 2 この規定は、平成 9年 4月19日より実施する。
- 3 この規定は、平成10年 4月18日より実施する。
- 4 この規定は、平成12年 4月18日より実施する。

役員選考規定

第1条 規約第5条6項に基づき、役員及び会計監査選出のため委員会を設置し、これを役員推薦チームと称する。

第2条 役員推薦チームの構成

- 1) クラス委員の中から互選し、選考委員会を設け、次年度に向けての活動をすすめ、役員が総会で承認された後に解散する。
- 2) 各学年1名と教諭をもって構成し、互選により委員長、副委員長を決める。

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- 1) 役員候補選出方法は、立候補又は推薦とする。
会員から候補を推薦する。(その方法は、在籍する学級の児童名簿より児童名で記載する。)
- 2) その他選考に関する細部は、役員推薦チームに一任する。

第4条 役員の選出は、次のように行う。

- 1) 役員は、立候補又は推薦された候補から役員推薦チームが協議の上選出する。
- 2) 役員は、総会の出席者により承認を受ける。

第5条 教職員の役員候補については、教職員に一任し、総会までに決定する。

付 則

- 1 この規定は、第9条3項で変更することができる。
- 2 この規定は、平成4年12月15日より実施する。
- 3 この規定は、平成13年4月18日より実施する。
- 4 この規定は、令和3年4月16日より実施する。
- 5 この規定は、令和7年4月25日より実施する。

2026年度

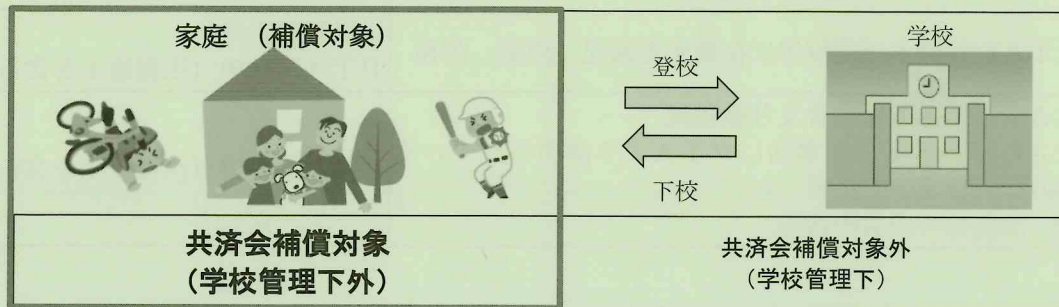
(2026年6月1日～2027年3月31日)

札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、「一人はみんなのために みんなは一人のために」という相互扶助の精神のもとに設立され、「共済事業」と「安全普及啓発事業等」の二つの事業を行っている団体です。

共済事業では、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。

●学校管理下外とは



※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。
※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

学校管理下外での事故事例（事故報告書には、けがをした状況を記入してください）

家庭生活でのけが



- ・階段から転落して手首を打撲した
- ・家具にぶつかって足小指を骨折した
- ・風呂場で転倒して膝を挫傷した
- ・お手伝い中に手を切った

地域生活でのけが

- ・自転車で転倒して膝をぶつけた
- ・遊具から落ちて足首を捻挫した
- ・犬にかまれた
- ・交通事故で…

スポーツでのけが

- ・相手とぶつかって足を骨折した
- ・スキーで転倒し肩を打撲した
- ・プールで滑って手をひねった



外出先でのけが

- ・海に行って岩場で転んで足を切った
- ・キャンプ中にやけどをした
- ・遊園地の遊具にぶつかって肩を脱臼した

●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

PTA行事での事故事例

行事参加中のけが

- ・スキーボランティアで転倒して靭帯を損傷した
- ・野球大会（おやじの会等）でスライディングしてアキレス腱を切った
- ・資源回収中に交通事故で…
- ・児童、生徒等の同居の親族（未就学児等）がPTA行事参加中に転んで骨折をした



※PTA行事参加への往復途上も対象となります。

●概要

共済期間

2026年6月1日～2027年3月31日

※2027年度より4月1日からの共済期間となるための移行期間となります

共済掛金

500円(10ヶ月分)

※園児・児童・生徒：1名380円、PTA会員：1世帯120円

※教職員・支援者等は1名につき120円

※幼稚園・小学校・中学校PTA毎の徴収になります。

例 1世帯、児童1名の場合 120円+380円=500円

1世帯、児童2名の場合 120円+380円+380円=880円

補償対象者と補償の範囲

補償の対象者	補償の範囲
単位PTAを組織する学校等に在籍する園児、児童、生徒	学校管理下外 PTA活動中(往復途上を含む)
・PTA会員である保護者及び教職員 ・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者 ・児童、生徒等の同居の親族	PTA活動中(往復途上を含む)

共済掛金納入

単位PTA毎に、指定する金融機関にまとめて振り込むものとします。

各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

事故報告

-原則としてけがの発生日から30日以内-

けがをして医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項を漏れなく記入し、学校に提出してください。

※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。(医療費助成制度を利用した場合も同様)

共済金の請求

-治癒した時又はけがの発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時-

学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、領収書コピーまたは診療明細書コピーを添えて、学校へ提出してください。手術給付金の請求には診療明細書コピーが必要です。(2025年5月31日までに発生したけがに関しては診断書が必要)

時効

共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。詳細は学校にある共済約款をご覧ください。また、共済会ホームページに掲載しています。

●日数条件

学校管理下外の補償

けがの発生日から起算して3日目以降においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中の補償については、日数条件はありません。

●よくある質問

Q:交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか?

A:日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から治療の状況がわかる証明書のコピーをもらい提出してください。

Q:札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A:「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

●給付金額

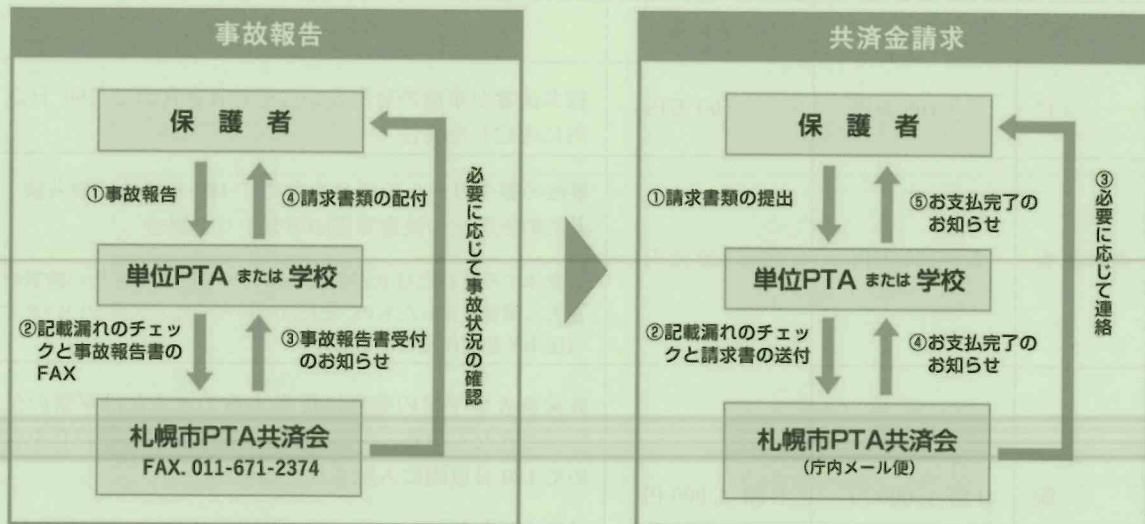
共済金の種類	学校管理下外	P T A活動中	日数および要件
死 亡	100 万円	500 万円	被共済者が事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合
後 遺 障 害	5～100 万円	25～500 万円	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に被共済者に約款所定の後遺障害(1)が発生した場合 (1)身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます(医学的他覚所見のあるもの)
入 院	日額 1,000 円	日額 4,000 円	被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日までの入院、通院合わせて 180 日が限度
通 院	日額 500 円	日額 2,500 円	学校管理下外の補償については、事故の発生日から起算して 3 日目以降も通院共済金を受けるべき状態にある場合に限る ※ P T A 活動中の補償については日数条件はなし 【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日以内の通院(往診を含む)を対象とし、通算して 90 日が限度。整骨院への実通院日数は 30 日が限度
手術給付金	2 万円	5 万円	入院共済金をお支払いする場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けられた場合 (1 事故につき 1 回の手術に限る)
固 定 具	固定具装着期間は実通院扱いで算定(装具類は対象外)。 【種類による限度期間】 ・ギプス・ギプス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。 ・シーネ等患者側による取り外しが可能なものは 30 日間(ただし、手指・足指の場合は 14 日間)。		

※共済金の支払い限度額：1 事故に対する共済給付金総額の上限を 3,000 万円とする。

学校管理下外(対象) … 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動は「学校の管理下外」

学校管理下(対象外) … 登・下校を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」

●事故発生から共済金が支払われるまで



●共済金をお支払できない場合（主なもの）

次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。

- ・学校の管理下
- ・傷害のうち、偶然性・急激性・外来性の三原則に適合しないもの(※1)
(※1)事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの
- ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・被共済者が自動車、原動機付き自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故
- ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産
- ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※2)

(※2)被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

「傷病名」は、一例ですが、「偶然性、急激性、外来性」の事故によるものではない同じ動作の繰り返して起こる野球肘(肩)・リトルリーグ肩(肘)・テニス肩(肘)・ジャンパー膝(膝蓋腱炎(膝蓋靭帯炎) / 大腿四頭筋腱付着部炎)・分裂膝蓋骨(炎)・ランナー膝・疲労骨折・たな傷害(滑膜ヒダ傷害)・シンスプリント等や、オスグッド・シュラッター病、踵骨骨端症(シーバー病・セーバー病)、すべり症、腰椎分離症、筋肉痛、日焼け、熱中症、低温やけど、くつずれ、筋炎、アキレス腱炎、腱鞘炎、関節炎、股関節炎、成長痛等が**支払対象外**となります。

(注意) P T A行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。

※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

一般社団法人 札幌市 P T A 共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

札幌市生涯学習総合センター 3F

TEL 011-671-2372 FAX 011-671-2374

札幌市 P T A 共済会ホームページ

<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>



令和8年度 札幌市立白石小学校 父母と先生の会 役員選考結果

令和7年度 役員選考委員会

委員長 佐々木 亮子

以下の通り、令和8年度の役員選考をいたしましたので、ご報告します。

役職名	氏名	所属等
顧問	斎藤 弘樹	校長
会長	今井 亮佑	
副会長	内海 志保	
副会長	村上 茜	
副会長	片桐 智樹	教頭
書記	佐藤 恵理	
書記	金川 奈実	
会計	丹澤 詩絵	
会計	河野 晃久	学校担当者 (主幹教諭・教務主任)
会計監査	小田 静絵	
会計監査	木村 美季歩	